

議案第24号

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

印鑑登録証明書の交付申請に係る手続きの見直し及び電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

## 石岡市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 石岡市印鑑条例（平成17年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項及び第4項を削る。

第8条第1項中「（前条第3項の規定により住民基本台帳カードを印鑑登録証として使用する場合を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第14条第1項中「（第7条第3項の規定により住民基本台帳カードを印鑑登録証として使用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第2条 石岡市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

## 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。